

若手研究者のための 論文投稿の基礎とヒント

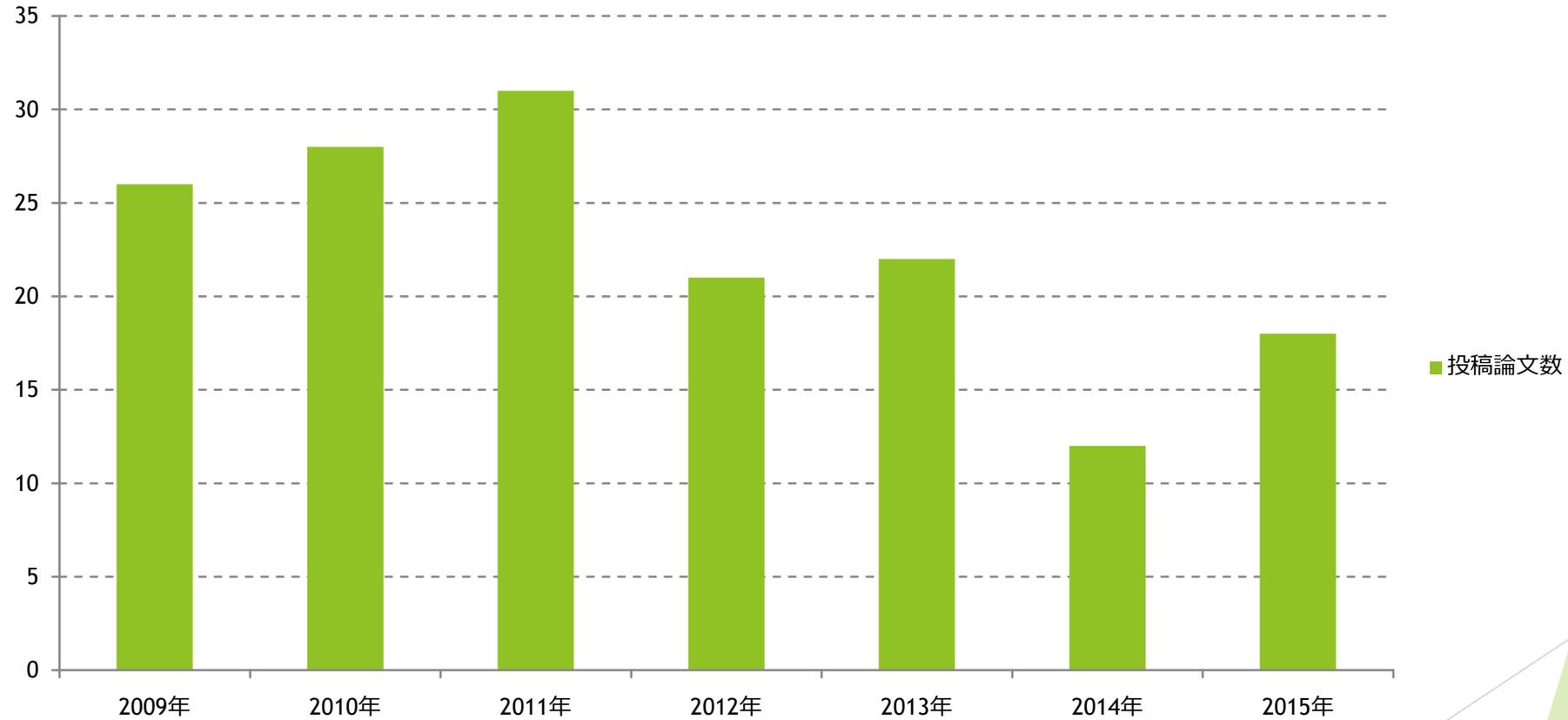
社会政策学会春季大会教育セッション

2016年6月26日於明治大学

社会政策学会誌編集委員会

『社会政策』における投稿論文数

投稿論文数



査読実施の目的

- ▶ 査読は、論文に対する評価を客観的に行い、コメントや修正を通じて研究水準を高める目的で実施されるものである。したがって、査読専門委員には、査読にあたり誠実かつ教育的な姿勢が求められている。また、査読は、投稿者と査読専門委員との間で直接的に学術論争を行うためのものではなく、学会誌に掲載された論文を基に学会員全体での議論が活性化していくことを期する目的で行われるものである。
(学会誌査読指針 1)
- ▶ 査読の結果（コメントや指摘）は、執筆者にとって自らの論文及び研究を高めるために「活用」するものである。すなわち、単に結果だけにとらわれるのではなく、それを次にどう生かすかが重要となる。

投稿準備

- ▶ 全国大会等での口頭発表・フルペーパーの提出
- ▶ 「社会政策学会誌投稿規程」の確認
 - * 投稿する原稿は未発表のものに限る。当該投稿論文と重複のあるテーマ、同一データ・事例・資料等を用いて執筆した既発表論文、もしくは投稿中の論文がある場合は、投稿時に添付しなければならない。（同規程8）
- ▶ 「社会政策学会倫理綱領」の確認
 - * 史資料のねつ造・改ざん・盗用の禁止、二重投稿の禁止 等
- ▶ 「社会政策学会誌執筆要領」に従って論文執筆
- ▶ 投稿の締切は、毎年4月末日、7月末日、10月末日、1月末日

査読の流れ ～受理から採否決定まで～

査読プロセスの概要

- ▶ 編集委員による査読者の選定
- ▶ 複数の査読専門委員による匿名査読（学会誌査読指針2）
 - * 査読専門委員以外の学会員も査読者となる場合がある。
- ▶ 査読者による「項目別評価報告書」、「記述報告書」、「掲載評価報告書」の作成（学会誌査読指針 3,4,5,6）
- ▶ 複数の査読者の査読結果から、掲載・修正・再査読・編集委員会による改善・修正の確認のプロセスに入る。→詳細は後述
- ▶ 最終的に学会誌掲載の採用、不採用の決定

査読プロセスの詳細：項目別評価報告書

▶ <内容面>

- ①明確な研究目的
- ②研究目的に適合した研究方法
- ③先行研究の十分な検討
- ④論理の一貫性
- ⑤結論の妥当性

▶ <学術面>

- ⑥新しい知見の存在

▶ <形式面>

- ⑦執筆要領との整合性
- ⑧表現の明確性・妥当性 文章上の表現や用語の使い方
- ⑨表題（タイトル）の適切性 論文のタイトルが論文の内容
- ⑩研究倫理上の問題・人権等への配慮 調査対象者・協力者からの合意、プライバシーの侵害、個人情報の保護、名誉毀損などに関して問題がないか
- ⑪引用の適切性・引用文献等の明記 先行研究について適切な方法で引用・参照が行われているか

※各項目について、A（適切）/B（修正・明確化の必要あり）/C（不適切）の3段階で評価される。

査読プロセスの詳細：記述報告書

- ▶ 総評・掲載評価に関する理由が述べられるもの。
- ▶ 修正意見や問題のある箇所およびそれをどのように修正すべきかが具体的に指摘されている。
- ▶ 記述報告書の内容に対して適切な対応を取ることが、「掲載可」につながる第一歩。
- ▶ 指摘のすべてについて、必ずしもその通りに修正をしなければならないというわけではない。
- ▶ 修正をしない場合には、リプライでその理由をきちんと述べることが重要。

査読プロセスの詳細：掲載評価報告書

▶ 以下の4段階による総合的な評価

A : 学術的に優れており、掲載を可とする。

B-1 : 小幅な手直しが必要であり、指摘した箇所が修正されれば、再査読を経ずにそのまま掲載可とする。

B-2 : 大幅な手直しが必要であり、再査読を経て改善が確認されれば掲載可とする。再査読においてさらに改善のための修正を求めることがある。

C : 掲載不可とする。

査読プロセスの詳細：再査読による評価

- ▶ 再査読の際には、修正原稿とともにリプライを用意する。
- ▶ 査読結果であげられた修正箇所について、①どのように修正をしたのか、あるいは②修正しない場合にはどのような理由でしなかったのかを、もらさず記載する。
- ▶ (1) 再査読においては、初回査読時に付されたコメントの趣旨と内容にそって改善の確認を行う
(2) 再査読の結果、初回査読時に付されたコメントに対する改善が不十分である場合には、再査読者がそれを求める場合に限り、再々の修正ならびに査読まで実施することができる
(学会誌査読指針 8)

疑義・不服があるとき

- ▶ 査読の内容や採否決定に関して疑義や不服がある場合には、編集委員にその旨を申し立てることができる。
- ▶ 編集委員会は、論文等の投稿者から査読の内容もしくは採否の決定に関して疑義・不服が申し立てられた場合には、可及的速やかに申し立て者に回答しなければならない。（社会政策学会誌編集委員会規程6）

「研究不正」に陥らないために
～隣接領域他紙との比較

基本的なルール

- ▶ 論文を執筆する上では、当該学会や雑誌が基準とする倫理綱領や執筆要綱などを熟読し、そのルールに従って執筆をしなければならない。
- ▶ 以下の行為は禁止されている。
 - * 資料のねつ造やデータの改ざん
 - * 本来原著のある記述やデータ、資料などの無断使用
 - * すでに発表された論文の投稿
 - * 一つの完結した内容を、複数の論文に分けての投稿
- ▶ 意図的な資料のねつ造、改ざんは当然のこと、意図せずにルール違反となってしまう場合もあるので注意。
- ▶ 投稿ではなく書籍への転用などの場合、最初に発行した雑誌によっては転用禁止期間が設けられているので注意。

二重投稿

- ▶ 投稿する原稿は未発表のものに限る。当該投稿論文と重複のあるテーマ、同一データ・事例・資料等を用いて執筆した既発表論文、もしくは投稿中の論文がある場合は、投稿時に添付しなければならない。（規程8）
- ▶ デポジットリで公開された学位論文および科研報告書もとにした投稿論文は、二重投稿にはあたらない（但し書籍として刊行されているものは発表済み扱いとなる）。
- ▶ 修正の程度によって二重投稿の恐れがある場合には、対象となる論文等を添付して投稿し、判断を仰ぐこともできる。

連続投稿（分割投稿）

- ▶ 投稿原稿は、1編ごとに完結したものと扱い審査に付すため、表題に「1報・2報」「上・下」「Ⅰ・Ⅱ」等をつけない。（規定9）
- ▶ 一つの研究を通じて複数の論文を書くことは当然あるが、1編ごとに内容が完結していることが必須。
- ▶ 継続した研究で関連した内容の論文であっても、先に公表された論文を、その後の論文の参考文献や論文の問題意識の根拠とすることはできる。

自己盗用(自己剽窃)

- ▶ 新たな論文を執筆する際に、過去に自分が書いた文章を丸ごと使用したり、その一部を再利用することは、自己盗用として盗用の一つとされる場合がある。
- ▶ 過去に公表されている論文や研究結果であっても、適切な方法で参考・引用文献として用いることは可能だが、その基準は分野によっても異なるため注意が必要。
- ▶ 基本的に自分が書いたものであっても、すでに公表された論文の内容を用いるときは第三者の論文の引用・参照と同じ手続きをとらなければならない。

再投稿

- ▶ 査読の結果、不採用となった論文を、そのまま再度投稿してはならない。
- ▶ 修正を行ったうえでの投稿であっても、査読委員の判断によって再投稿と判断された場合には受理されない場合がある。
- ▶ 再査読等を辞退した(結果が出る前に取り下げた)論文を、修正のうえ、再度投稿することは認められている。

論文執筆のポイント ～査読で注意される点～

査読のポイント

①テクニカルなポイント

- ▶ 基本的な事実認識に誤りがある。
 - 例) * 論旨の鍵となる年代や条文などの間違い
 - * 用いている概念の定義などの理解の誤り
- ▶ 言葉の定義や意味の整理が不十分である。
 - 例) * 類似した異なる語句の多用
- ▶ 章・項目の立て方が不規則である。
- ▶ 記述の形式が統一されていない。
 - 例) * 年号や略称の表示
- ▶ 基本的な記述のルールが守られていない。

査読のポイント

②論証のための重要項目

- ▶ 先行研究のレビューが不十分、もしくは扱いが妥当でない。
 - 例) * 量的に不足している。
 - * 必要な範囲（領域）をカバーできていない。
 - * 先行研究を並べただけで、論旨との関係性が明示されていない。
- ▶ 論証のための手段が適切でない。
 - 例) * 目的に対して適当な手法が取られていない。
 - * 用いているデータや題材が妥当なものでない。
- ▶ 論理に飛躍がある。

査読のポイント

③論文の基本的要素の不備

▶ 目的と結論

例) * 目的（仮説・問い）が明確にされていない。

* 目的に対して結論が妥当なものとなっていない。

▶ 新たな発見が示されていない。

例) * 自分の考察（意見）が書かれていない。

* 考察は述べられているがその論拠が不明確・不十分である。

* 結論が不明確である。

▶ 課題や不足している部分に言及がない。

おわり

論文掲載はキャリアの第一歩です。
お互い頑張って掲載を目指しましょう！